

別紙3

事業概略書

生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業

一般財団法人日本総合研究所

(報告書A4版142頁、研修教材活用BOOK A4版92頁、研修教材13テーマ)

事業目的

国や都道府県、各地の福祉事務所においては、生活保護制度の実践を担うケースワーカーが、対人援助と保護の決定・実施のための事務処理を適切に行えるよう、研修の機会を設けている。「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和5年12月、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会）では、「多様で複雑な課題を抱える被保護者に対する支援に対応するため、ケースワーカーや査察指導員の専門性を高める必要がある。ケースワーカーや査察指導員のレベルアップを通じて業務の質と効率を高めるためには、国が研修モデルを提示したり研修素材を継続的に提供したりするなど、研修等の効果的・効率的な実施を図る必要がある」旨指摘されている。

平成30年度社会福祉推進事業「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」（以下「H30事業」）では新任ケースワーカー向け研修教材が作成されているが、その後5年以上経過しており、この間の法改正や社会情勢の変化を踏まえ、改良を図ることが必要と考えられる。また、社会・経済情勢の変化により複合的で複雑化した生活課題を抱える個人や世帯はますます増加している。こうした住民のニーズに対応できるよう、ケースワーカーの専門性向上に資する研修の充実が求められる。上記を踏まえ、ケースワーカーに対してどのような研修が求められているかを調査・分析した上で、有識者による検討を通じて自治体が研修を実施するための標準的な研修教材を作成することにより、ケースワーカーの質の更なる向上に資することを目的として本事業を実施した。

事業概要

学識経験者及び自治体職員による検討委員会を設置し、計4回実施した。研修教材作成にあたり、H30事業で作成された「生活保護実践に係る知識や技術等の体系イメージ」をもとに、「生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ」を検討・作成した。また、全国の福祉事務所及び都道府県・指定都市本庁で行われている研修の状況把握を目的としたアンケート調査を実施し、これらの結果を踏まえて研修教材を作成した。

作成した研修教材のうち「No1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」について、委員所属自治体の協力を得てプレ研修を開催し、結果をふまえ修正を行い、研修教材を確定した。加えて、研修教材の活用が促進されるよう、研修実施時期、講師の扱い手等を示した「研修教材の活用イメージ」図を作成し、研修講師を担う職員を対象とした「研修教材テーマ別 解説のポイント」を「研修教材活用BOOK」にとりまとめた。

調査研究の過程

本事業は以下の過程により実施した。

時期	内容
R6. 7～8	・H30 体系の見直し及びアンケート調査票に関するオブザーバー（厚生労働省社会・援護局保護課※以下同様）との協議
R6. 9	・第1回検討委員会の開催（9. 26）
R6. 10	・アンケート調査票の修正及びオブザーバーとの協議 ・第2回検討委員会の開催（10. 31）
R6. 11	・アンケート調査の実施 ・研修教材案についてのオブザーバーとの協議
R6. 12	・アンケート調査の締め切り、集計・分析の開始 ・アンケート調査結果速報版の委員・オブザーバーへの共有 ・研修教材案についてのオブザーバーとの協議
R7. 1	・アンケート調査結果の集計・分析・確定 ・研修教材案についての作成
R7. 2	・第3回検討委員会（2. 6） ・有識者ヒアリング（2. 20） ・研修教材案についてのオブザーバーとの協議
R7. 3	・プレ研修の実施（3. 10） ・研修教材案、研修教材活用BOOK、報告書についてのオブザーバーとの協議 ・第4回検討委員会（3. 28）→成果物の確定

事業結果

- ①H30事業で作成された「生活保護実践に係る知識や技術等の体系イメージ」（以下「H30体系」と称す。）を参考にしながら、新たに「生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ」（以下「R6知識・ノウハウ」）を作成。
- ②研修教材は、R6知識・ノウハウに基づき作成。全てのケースワーカーが、福祉事務所における職場内研修や都道府県・政令指定都市等における研修を通じて、生活保護制度の意義・目的や心構え、生活保護制度の基本的な実務について学ぶことができることを主眼として、新たに「生活保護の意義・目的とケースワーカーの心構え」と「生活保護の基本的な実務」に関する研修教材を作成した。また、相談援助・自立支援に関する知識・技術や事例検討等の研修資料についても必要な見直しを実施。
- ③研修教材が福祉事務所、都道府県・政令指定都市・国の各主体において活用されるよう、「研修教材の活用イメージ」を作成。また研修実施にあたり、中堅ケースワーカーあるいは査察指導員が講師を務める場合において、必ずしも研修講師の経験が豊富でなくとも教材の趣旨を伝えられるよう「研修教材テーマ別 解説のポイント」を作成し「研修教材活用BOOK」にとりまとめた。

事業実施機関

一般財団法人日本総合研究所